

事 務 連 絡
平成 26 年 1 月 24 日

各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
文 部 科 学 省 各 独 立 行 政 法 人

御中

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 児 童 生 徒 課

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 学 生 ・ 留 学 生 課

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく
「基本方針」について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）については、平成 26 年 1 月 3 日から施行されるとともに、改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 2 条の 2 第 1 項（法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣が定めなければならないこととされている、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）については、平成 25 年 12 月 26 日付け官報において告示されました。

本基本方針における、被害者と同伴する子どもの就学や学校等における支援、若年層に対する教育啓発などの文部科学省関連部分は別添 1 のとおりですので、ご留意願います。

都道府県においては、旧基本方針に即し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画が定められているところですが、今後、本基本方針を踏まえ、各都道府県における基本計画が見直されることとなります。

市町村（特別区を含む。）においても、基本方針に即し、かつ、都道府県が定める基本計画を勘案して、当該市町村における基本計画を定めるよう努めなければならないこととされており、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会等に本基本方針の趣旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、改正法及び基本方針については、別途主務官庁より都道府県知事宛に通知されておりますので、参考に添付いたします（別添 2、3）。

<担当>

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
男女共同参画企画係 季武、中谷
電話：03-5253-4111（内 3268）
FAX：03-6734-3719

※別添 2、3 省略

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
(文部科学省関連抜粋。改正に際して、旧基本方針から追記のあった箇所を下線。)

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(2) 子どもに対する援助

イ 学校等における援助

日常生活の中で、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするためには、学校や保育所等における対応が重要である。このため、学校及び教育委員会並びに支援センターは、事案に応じ、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていることや、必要に応じ、教育センターや教育相談所に配置されている臨床心理の専門家による援助も受けられることについて、被害者やその子どもに適切に情報提供を行うことが必要である。

また、教育委員会、学校、保育所等の関係機関と支援センターが連携して、学校生活等において、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするため、子どもと日常的に接することが多い教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、児童虐待に関する留意事項に加え、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、研修等の場を通じて周知徹底を図ることが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(2) 一時保護

エ 同伴する子どもへの対応

(前略)

さらに、同伴する子どもについては、安全確保の観点から、学校に通学させることが、事実上困難となる場合が多い。一時保護所においては、教育委員会や学校から、教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、このような子どもに対して、適切な学習機会を提供していくことが望ましい。

7 被害者の自立の支援

(8) 子どもの就学・保育等

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学・保育等は、極めて重要である。支援センターは、教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、事案に応じ、同居する子どもの就学や保育について情報提供等を行うことが必要である。

なお、教育委員会、学校、保育所等は、被害者の子どもの転出先や居住地等の情

報を適切に管理することが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア 就学

子どもの就学については、様々な事情によって住民票の記載がなされていない場合であっても、その子どもが住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。また、転出先の学校においては、被害者等の安全を確保するために情報提供の制限が必要な場合においては、転出元の学校へは転出の事実のみを知らせるなどの対応も考えられる。これらのことを踏まえ、支援センターにおいては、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡を取るとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

イ 被害者等に係る情報の保護

職務関係者が職務を行う際は、被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、具体的には、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。

また、加害者の元から被害者と共に避難している子どもが通う学校や保育所においては、被害者から申出があった場合には、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

法第23条第2項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする」とされている。

職務関係者に対してこうした研修及び啓発を実施することは、被害者が安心して支援を受けることのできる環境の整備につながるとともに、関係機関が配偶者からの暴力の問題について共通の認識を持つことにより、関係機関の連携協力の強化にも資するものである。職務関係者に対する研修及び啓発の実施に当たっては、以上に述べたような、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。

研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供することが必要である。また、ロールプレイ等を用いて、実際の業務に直結する研修を行うことも考えられる。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被

害の防止の観点が必要である。支援センターにおいては、関係機関の職員に対する研修等に講師を派遣するなど、二次的被害を防止する観点から、職務関係者に対する研修の実施について、関係機関に積極的な働き掛けを行うことが望ましい。研修の実施については、異動期を考慮しつつ広く参加を呼び掛けることや、民間団体との共同で行うなどの工夫も考えられる。

また、相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう、当該職員の所属する機関において配慮することが必要である。具体的には、職場での研修や専門的立場からの助言、指導の実施等が考えられる。

国においては、上記の事項に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実施、相談の手引等の作成や配布、二次的被害の防止に必要な情報の提供等に積極的に努める。

12 教育啓発

法第 24 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする」とされている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であり、被害者が受けた暴力の実態や、配偶者に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることへの認識が、性別を問わず国民に共有されるように取り組んでいくことが必要である。また、啓発に当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意することが必要である。

（２）若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。特に、配偶者からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、若年層を対象とした啓発活動を行うことが望ましい。

また、学校において、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、人権教育の中で、この問題を取り上げることも考えられる。なお、高等学校や大学等への専門的な知識や経験を有する有識者等の派遣により教育啓発を実施している地方公共団体等の事例もあることから、この事例のような方法による教育啓発の実施も考えられる。

国においては、引き続き、地方公共団体等における好事例の収集及び情報提供に努めるとともに、若年層を対象とした啓発活動の重要性について、若年層と日常的に接することが多い教育関係者等に対する理解を促進するための周知等に努める。